（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

**第四条**　国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（令和四年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （勘定区分）<br>**第二条**　機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十六条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。<br>（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）<br>**第十八条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第三条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。<br>［一～三　略］ | （勘定区分）<br>**第二条**　機構は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十六条及び附則第十条の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が総務大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。<br>（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）<br>**第十八条**　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第二条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。<br>［一～三　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の廃止）<br>**第五条**　特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）は、廃止する。 |

**附　則**

この省令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**○総務省令第一号**
**財務省令第一号**

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令等を廃止する省令を次のように定める。

令和六年三月二十二日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省財務省令第一号）

二　国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省財務省令第二号）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の廃止に伴う経過措置）

**第二条**　改正法附則第三条第二項の規定により国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が行う同項に規定する業務については、この省令の本則の規定による廃止前の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（以下この条において「旧業務運営省令」という。）の規定は、この省令の施行後も、なお効力を有する。この場合において、旧業務運営省令本則中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「出資継続業務」と、旧業務運営省令第一条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。）第十四条第二項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第